

第324回千葉市開発審査会議事要旨

- 1 日 時：令和6年2月22日（木）午後3時00分～午後4時15分
- 2 場 所：千葉市役所新庁舎高層棟3階 L会議室304
- 3 出席者
 - (1) 委員：岡田知也委員、大賀紀代子委員、板谷和也委員、赤澤加奈子委員、松浦健治郎委員、澤田いつ子委員、長谷部衡平委員
 - (2) 行政庁職員：太田宅地課長補佐、山本審査第一班主任査、鈴木審査第二班主任査、中村企画調査班主任査
 - (3) 事務局職員：富士計画調整班主任査、三宅計画調整班主任技師
- 4 議 題
 - (1) 審査案件審議
 - ア 議案第1号 開発行為の許可について
(立地基準) 都市計画法第34条第14号
千葉市開発審査会付議基準第3「既存集落内における自己用住宅の建築」に該当する開発行為
 - イ 議案第2号 開発行為の許可について
(立地基準) 都市計画法第34条第14号
千葉市開発審査会付議基準第8「インターチェンジの周辺における流通業務施設等の建築」に該当する開発行為
 - ウ 議案第3号 開発行為の許可について
(立地基準) 都市計画法第34条第14号
千葉市開発審査会付議基準第19「病院の移転等」に該当する開発行為
 - エ 議案第4号 建築行為等の許可について
(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ
千葉市開発審査会付議基準第6「屋外施設等の付帯施設の建築」に該当する建築行為等
 - オ 議案第5号 建築行為等の許可について
(立地基準) 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホ
千葉市開発審査会付議基準第17「社会福祉施設の建築」に該当する建築行為等
 - (2) その他
 - ア 千葉市開発審査会付議基準の改正について
 - イ 次回の開発審査会について

5 議事の概要

(1) 審査案件審議

- ア 議案第1号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- イ 議案第2号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- ウ 議案第3号 開発行為の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- エ 議案第4号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。
- オ 議案第5号 建築行為等の許可について
本件は許可相当とすることに決定した。

(2) その他

- ア 千葉市開発審査会付議基準の改正について
千葉市開発審査会付議基準の改正について説明した。
- イ 次回の開発審査会について
次回の開発審査会の開催日は、令和6年3月22日（金）と決定した。